

中東情勢緊迫

1) 米国のイラン攻撃

米国のトランプ大統領は今年2月28日～3月1日にかけて、イランへ大規模な爆撃を行い核施設の破壊に加え、住宅地の爆撃も行いイランの**最高指導者ハメネイ師を殺害**し、多数の民間人や子供を殺した。その上、イラン国民に現政権を転覆し体制変革をする指導者を選ぶよう呼びかけた。明らかに国際法違反であり国連憲章2条4項違反である。国連憲章2条4項では、**他国に対する攻撃を禁止**しており、許容されるのは、**①安保理の決議がある場合、②自衛権の行使の場合**（攻撃を受ける明確な恐れがある場合を含む）である。②の場合、自衛のための予防的な先制攻撃を行うとしても、攻撃を受ける可能性をどこまで想定するかにより、事前攻撃の時期、規模も変わってくるので、いくらでも強弁できる。

今回の米国のイラン攻撃については、トランプ氏は自衛のため将来のイランによる核攻撃を予防するためと言いつけることはできるかもしれないが、無理がある。実際、昨年6月21日イランの地下核施設をバンカーバスター弾で攻撃し完全に破壊したと声明していたのに、今回の米国の攻撃は、さらなる核施設の破壊と指導者の殺害であり、矛盾している。主権国家イランに対するこんな無茶なことが許されて良い訳は無い。

2) ホルムズ海峡の封鎖と欧州・日本の対応

米国の違法な攻撃に対し、イランは3月1～3日にかけて**ホルムズ海峡を封鎖する対抗処置**に出た。この地域を巡る攻防は今後も続くと思われる。ホルムズ海峡は世界の石油の約20%が通過する地域であり、日本もこの地域の石油に多くを依存している。欧州諸国はホルムズ海峡封鎖に対し、3月19日と21日にイランを非難する声明を出したが、この地域の安全を守るためのトランプ大統領の軍艦派遣要請には応じないようだ（日本も19日の声明に加わった）。

しかし、3月21日に行われた日米首脳会談では、高市総理はトランプ氏からホルムズ海峡やペルシャ湾近辺の安全を守るため、軍艦の派遣を求められたが、日本の法律では「できることとできないことがある」と説明し、慎重に対応を検討すると返した。一方で「世界に平和をもたらすことができるのはドナルドだけである」とトランプ大統領をもちあげた。高市総理はいつも憲法9条を改正すると主張しているのに、首脳会談では憲法9条を盾にしてトランプ氏の要請をかわしたわけだ。

従来日本はこの地域からの石油に多くを依存しており、イランとは友好関係を保ってきた。一方日米同盟の立場からは米国の要請にどう応えるか、難しい状況に置かれている。日米同盟があるからといって、日本は遠慮せずに、米国に対し、「イラン攻撃は国際法違反で、停止すべきである」と率直に伝えるべきである。これが対等な同盟関係である。今後の推移と日本の外交力が問われる事態だ。

加藤利三

2026年3月23日 記す